令和6年6月24日
（毎週月曜日発行）
〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号
一般財団法人 大蔵財務協会
編集部 TEL 03（3829）4144
販売部 03（3829）4143
☆8405474

週刊 税のしるべ

第3608号 （昭和24年11月30日第３種郵便物認可） ©税のしるべ ２０２４年

主な記事

生協の受取書印紙税取扱い変更……２面
マンション長寿命化税制の利用低迷……２面
「私が見た 税を巡る点と線」
川田氏が関根氏に聞く……３面

予定納税対象者の定額減税

扶養親族分などは減額申請手続で反映可

今月から始まった定額減税のうち、事業所得者等への所得税の定額減税は、原則として令和6年分の所得税の確定申告の際に適用することになる。ただ、予定納税（4面に「今週のことば」）の対象者に対しては確定申告を待たず、今月中旬に送付された予定納税額の通知書に記載された額に納税者本人分の減税が適用されているほか、同一生計配偶者や扶養親族分に係る減税も、予定納税額の減額申請手続を使うことで、予定納税額に反映させることができる。この際に、減額申請の内容が定額減税の適用のみの場合は「簡易な記載方法」によって申請をすることができる。

第1期分の申請期間は7月1日から31日

定額減税適用のみの場合 「簡易な記載方法」で申請可

予定納税額の減額申請は、予定納税の義務のある人が廃業、休業、業況不振等により、その年6月30日の現況による申告納税見積額が予定納税額の計算の基礎となった予定納税基準額に満たないと見込まれる場合などに減額を求める手続。扶養親族などの分に係る所得税の定額減税を反映させたい場合も同減額申請を使う。

この手続に関して、国税庁は同庁が予定納税の対象者に発送した「令和6年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」に同封したリーフレット「令和6年分所得税の予定納税における定額減税の取扱いについて」を公表している。

この中では、第1期分から（特別農業所得者の予定納税額は第2期分から）本人分の定額減税の額がすでに差し引かれている点や扶養親族などに係る減税額を差し引く場合は、減額申請が必要な点などが記載されている。

減額申請書の提出期間は、第1期分が7月1日から7月31日（例年、申請期限は7月15日だが、今年は延長されている。これに伴い、納期限も7月末から9月末まで延長されている）、第2期分が11月1日から11月15日。第1期分の減額申請は6月30日の現況で、第2期分の減額申請は10月31日の現況に基づき提出する。第1期分で減税しきれない場合は、しきれなかった分を第2期分から差し引く。

第1期分で減額申請を行った後、現況の変化がなければ第2期分で再び減額申請を行う必要はない。

減額申請書を提出した場合は、税務署で、その申請について承認、一部承認、却下のいずれかを決定し、書面でお知らせが届く。

また、リーフレットでは、「簡易な記載方法」についても記載例やポイントを示して説明がなされている。

坂口合名会社
社長 坂口平兵衛
米子市尾高町六十六番地

日本標準産業分類の改定で留意事項

類似業種株価等通達 2月分まで公表

国税庁は18日、令和6年分の類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等について（法令解釈通達）を公表した。6年2月分まで掲載されている。なお、日本標準産業分類の改定に関する留意事項も示されている。

日本標準産業分類は、第14回改定が行われ、6年4月1日より施行されているが、6年中に相続、遺贈または贈与により取得した取引相場のない株式の価額を評価する場合における類似業種比準価額計算上の業種目は、当該改定前の日本標準産業分類による「日本標準産業分類の分類項目と類似業種比準価額計算上の業種目との対比表（平成29年分）」に基づき判定するとしている。

当該改定では、コロナ禍を背景とした産業動向や脱炭素の取組みなどを把握するための分類項目が新設され、制度改正に対応した分類項目の設定が行われている。例えば、配達飲食サービス業やペストコントロール業などが新設されている。

7月から新連載スタート

ご愛読いただきました「インボイス制度の導入に伴う実務」「最新税務を図解で問答」「ハイド・アンド・シーク３」「給与支払者が知っておくべき定額減税の実務」は今号をもって終了します。「裁決事例集」は継続します。７月からは以下の連載を開始します。引き続きご愛読いただきますようお願い申し上げます。 編集部

続 傍流の正論～税相を斬る～

弁護士・税理士 品川 芳宣

令和４年４月から１年半にわたって掲載された「傍流の正論～税歴60年の教え」の続編の連載が始まります。前回とはやや趣を変え、税歴60年余の経験を踏まえて、租税の理論と実務の対比等について、その論点と方向性を論じます。

会計・税務のデジタル対応 ～最近の動向を踏まえて～

税理士 若林 俊之

会計・税務の分野でもデジタル化が急速に進展しています。必要なデジタル化の技術、クラウドサービスの現状、最近の会計システムの能力、電子帳簿保存法の改正内容と対応、インボイスの管理などを、最近の動向を踏まえて解説します。

税の書物をひも解く

青山学院大学教授・弁護士 木山 泰嗣

弁護士として税務訴訟に携わり、平成27年からは青山学院大学法学部の教授に就任して教鞭をとる著者が自身にとって役立ち、わくわくし続けてきた「税の書物」を各回１冊ずつ取り上げ、綴るエッセイ。

業務委託をする事業者が知っておくべき フリーランス保護法

編集部編

いわゆるフリーランス保護法が令和６年11月１日に施行されます。個人で働くフリーランスに業務委託を行う発注事業者に対して、書面等による取引条件の明示や期日における報酬の支払いなどが義務付けられます。連載では、発注事業者が知っておくべき内容を中心に紹介します。

一般財団法人 大蔵財務協会 ●信頼いただける財協の税務関係図書● 〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号（財協ビル）

松本好正 著
マンション評価の新たな手法
居住用区分所有財産の評価の実務
●「居住用の区分所有財産の評価について」（法令解釈通達）が適用される令和6年1月1日以降の相続等により取得した居住用区分所有財産（いわゆる分譲マンション）の相続税評価額の計算方法は現行のものに加えより複雑になった。本書では、新通達発遣により居住用の区分所有財産の評価はどう変わったのか、また、新通達を適用して評価してもなお総則6項の適用があるかなど、具体的な計算例や事例などを基に分かりやすく解説。
▼A5判・240頁・定価2420円（税込）

植松香一 著
令和6年版
法人税等調査と修正申告（更正）の実務
●税務調査はどのような法的根拠に基づき行われ、調査官はどこに着目して調査をしているのかを法令解釈と実務の2つの視点から事例を交えて解説。また、修正申告書作成に係る仕訳から別表四・五㈠等の処理までを具体的な非違事項に基づいてわかりやすく解説した法人の経理担当者と関与税理士必携の実務書。
▼B5判・800頁・定価3960円（税込）

松本好正 著
空き家の譲渡所得に係る課税特例のすべて
～事例解説 専門家が教える空き家の売り方～
「空き家特例」について、様々な事例により質疑応答形式で解説。
▼A5判・270頁・定価2750円（税込）

武田恒男・宮川博行 編著／米山英一・名取和彦 著
令和6年改訂
消費税 課否判定・軽減税率判定早見表
取引を勘定科目別に区分し、課否判定及び軽減税率対象品目を一目で解決。
▼B5判・360頁・定価2970円（税込）

野川悟志・互井敏勝・手嶋浩明・山宅孝道・山端美徳 共著
令和6年版
税制改正経過一覧ハンドブック
過去数年間の改正経過を取りまとめ、実務に資することを目的に編集。
税率・控除額・適用期間等の推移がひと目でわかる!!
▼A5判・140頁・定価1210円（税込）

鳴島安雄・富川泰敬 編著／深澤英雄・富川博行・原武彦・近藤隆志・佐藤繁・林浩二 著
令和6年版
税務必携 タックスファイル
実務に役立つ持ち運びに便利でコンパクトな税務ガイドブック。
▼A5判・500頁・定価2200円（税込）

清水一郎・柳谷憲司 共著
税理士・源泉徴収義務者必携
定額減税の実務チェックポイント
定額減税に係る源泉徴収事務の重要事項から調整給付の概要までを分かりやすく解説。
▼A5判・190頁・定価1980円（税込）

◆書店で品切れの節は直接当協会へお申し込み下さい◆
TEL03（3829）4141（代） FAX03（3829）4001
「国税速報データベース」・「税のしるべ電子版」、アクセスは、次のアドレスで！ https://www.zaikyo.or.jp
大蔵財務協会オンラインブックショップ

非課税対象となる出資者の範囲 取扱いを変更

生協が作成する金銭等の受取書の印紙税

家族組合員は出資者に該当

遡及適用で還付請求が可能

国税庁は14日、東京高裁が令和5年10月18日に、消費生活協同組合における「家族組合員」は印紙税法上の「出資者」に該当する旨判示したことを受けて、同組合が作成する金銭または有価証券の受取書の非課税対象となる出資者の範囲について、従来の取扱いを変更すると発表した。変更後の取扱いは遡及適用されるため、納付区分に応じて還付請求を行うことができる。なお、法定申告期限等から5年を経過している印紙税については、法令上、還付を行うことはできないとして、注意を呼びかけている。

印紙税法上、金銭または有価証券の受取書は課税文書となるが、消費生活協同組合が、その出資者に対して行う事業に係る金銭または有価証券の受取書は「営業に関しないもの」として非課税文書とされている。

従来の取扱いでは、この非課税文書の対象となる出資者の範囲については、消費生活協同組合法第16条の規定に基づき、実際に出資を行った組合員に限ることとし、組合員と同一の世帯に属する者（家族組合員）については、出資行為を行っていないことから出資者には含まないものとしていた。

この出資者の範囲について、家族組合員が含まれるかが争われた裁判において、東京高裁は、「消費生活協同組合における『家族組合員』は印紙税法上の『出資者』に該当する」旨判示した（令和5年10月18日判決）。

国税庁は、この判決の趣旨を踏まえ、消費生活協同組合が作成する金銭または有価証券の受取書の非課税対象となる出資者の範囲について、従来の取扱いを変更するとした。

具体的な変更後の取扱いは、非課税対象となる出資者の範囲については、実際に出資行為を行った組合員のほか、定款に特に定めがある場合を除き、家族組合員を含むこととし、これらの者に対して交付する金銭または有価証券の受取書は、「営業に関しないもの」として非課税文書となるとしている。

6年分は旧様式の提出可

相続税申告書第11表の様式改訂

令和6年1月以降相続開始分から相続税申告書第11表（相続税がかかる財産の明細書）の様式が改訂される（6月3日号3面参照）。国税庁は14日、e-Taxのホームページにおいて、この様式改訂に関するお知らせを公表し、改訂後の様式イメージ、入力要領、FAQなどが掲載されている。このFAQでは、6年分の相続税の申告において、暫定的な対応として、旧様式（2年4月分以降用）の第11表の提出も可能であるとの回答がされている。

第11表は、不動産や預貯金、有価証券などの全ての財産で同じ様式を使用しているが、6年1月以降相続開始分の相続税申告書から、各財産の種類別に所在場所や数量等の記載方法を明確化するとして、第11表を4種類の様式に分割し、合計表が追加される。

6年分の相続税の申告において、旧様式の提出が可能であるとの回答では、6年分申告用の手続きのバージョンで第11表の新様式・旧様式のいずれかを選択して申告することが可能としている。なお、この対応を踏まえ、旧様式の第11表で作成されたデータを書面出力して提出することも可能としている。また、第11表以外の様式は、新様式の第11表を前提とした様式改訂を行うため、第11表から他の様式に転記させる箇所や、他の様式から第11表に転記させる箇所に係る様式上の文言についても修正することになるとしている。

八面鏡

一昔前、トップアスリートのステータスといえば高級車やゴールドのチェーンネックレスだったが、今はベンチャー・スタートアップ企業への投資に変わり、競技成績とともに資産管理が重要になっているという★他先進国と比べスタートアップが育たず、ユニコーン企業が少ないと言われる日本。最近では、元サッカー日本代表の本田圭祐氏が、国内のスタートアップを対象に国内外の投資家から資金を調達する新ファンドを設立し話題となった★政府は4日、東京・大阪・福岡・北海道を「金融・資産運用特区」に指定。海外から投資を呼び込み、スタートアップを推進する。税制面の優遇は地方税のみで、国税の減免措置は見送られた。他のアジア諸国と比べ魅力が劣るのは否めないが、スタートアップ育成へ繋がることを期待したい。（A）

マンション長寿命化税制

申告件数はわずか10件

昨年11月末時点　国交省WGで見直し言及

令和5年度税制改正で管理計画認定マンション等のうち一定の長寿命化工事が実施されたものに、マンションの各区分所有者に課される建物部分の固定資産税額を減額する特例措置（マンション長寿命化促進税制）が創設された。国土交通省が設置している管理計画認定制度等のあり方を検討するワーキンググループの資料の中で、同税制の昨年11月末時点の申告件数が明らかにされており、わずか10件（管理組合ベース）だった。同WGが7日に公表した議論の取りまとめでは、「実績は限定的」と指摘し、見直し等に言及している。

同税制は自治体等から管理計画の認定を受けたマンションまたは助言指導を受けた管理者等の管理組合に係るマンションが長寿命化に資する大規模修繕工事を実施した場合に、各戸の固定資産税額を減額する特例。修繕に必要となる積立金の確保や長寿命化工事の適切な実施に向けた管理組合の合意形成を後押しすることを目的に創設された。

工事完了年の翌年度の固定資産税額（建物部分で100平方㍍分まで）を減額し、減額割合は6分の1から2分の1の範囲内（参酌基準：3分の1）で自治体が条例で定めることになっている。

国交省は5年度税制改正要望の資料の中で、6年度に3万9000戸のマンションで同税制が適用されることを見込んでいたが、現時点では十分に利用されているとはいいがたい。その理由の一端が、同省が自治体に行ったヒアリングで明らかにされており、①これまでマンション管理を適正に行ってきた管理組合は適用対象とはならない（3年9月1日以前から管理計画の認定基準を満たしているマンションは対象外）、②税制適用期間が2年間では短い（現行法では7年3月31日までに工事を完了する必要がある）、③区分所有者ごとの申告だと住戸が多いマンションの場合、申告受付の件数が膨大になる。申告主体にマンション管理組合の「管理者等」を加え、一括して減額できるようにしてほしい――といった意見があった。

これを受けて、WGの取りまとめでは、同税制の適用状況等に関する実態調査を行うとともに、認定マンションを対象としたさらなる支援措置の検討を行うこととしている。

現状のままだと、同税制は7年3月末で期限切れとなるため、制度を存続させるのであれば、7年度税制改正に向けた議論の中で検討が必要になる。その際に、現行制度への意見を反映し、使いやすいものとなるかが注目される。

信頼と確かな技術の総合建設業!!

ISO9001　JQA−QM7681　認証登録
ISO14001 JQA−EM6007　認証登録

株式会社 三村興業社
代表取締役　小笠原　國男
本　社　青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号　Tel.0178-52-5751
八戸営業所　青森県八戸市大字市川町字稲荷岱43の2　Tel.0178-52-5131
一級建築士事務所　青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号　Tel.0178-52-5751
https://www.15mimura.co.jp

北国津軽が育んだ、手造りのお酒

豊盃醸造元　三浦酒造株式会社
〒036-8316　青森県弘前市石渡五丁目1−1
TEL.0172-32-1577　FAX.0172-32-1581
●お酒は20歳になってから、おいしく適量を。●妊娠中や授乳期の飲酒は、控えましょう。

特別企画

私が見た税を巡る点と線

税理士・公認会計士・弁護士　関根 稔

聞き手　川田 剛 氏

趣味は税法、税法は数学であり人生の学び

今回は、税理士・公認会計士・弁護士の関根稔氏に登場いただいた。関根氏は大学在学中に税理士試験に合格、卒業後には司法試験、公認会計士試験にも合格。ここでは、趣味は「税法」という関根氏に、税務の周辺に関することについて語っていただいた。

●出身について

川田　先生は浦和商業高校卒業ですよね。ご出身も浦和市（現さいたま市）ですか。

関根　浦和市内です。だから浦和商業高校というのは、ある意味で当たり前なのですけど。

川田　商業高校に行かれて、商業高校だから簿記をやられたんですよね。

関根　簿記が身に合ったんです。好きでしたね。簿記は数学です。数学的思考が好きだったのです。覚えるものではない。全部理屈でしょう。あと、簿記の先生が良かったですね。

川田　私は田舎の普通高校だったのですが、普通高校でも簿記の科目がありました。

関根　簿記は、全国民に教えるべきです。

川田　確かに、簿記はやっておいた方がいいですね。

関根　貸方・借方の概念が分かると、民法の読み方も違ってきます。

川田　資格についてお尋ねしますが、税理士試験は会計2科目、それから法人税法と事業税に合格。その後、相続税法は公認会計士の2次試験の時と同時期に取られたわけですね。

関根　そうです。

●通達について

川田　通達についてのお考えをお聞かせください。私は国税通則法と国税徴収法で通達の作成に関わりましたが。

関根　裁判所も通達を出せばいいと思っています。民法とか会社法について通達を出せば、裁判件数は今の10分の1になります。税務の業界は、通達があるのが宝ですよ。やはり法律用語ではなくて、通達の用語でないと伝えられないことがあるのではないでしょうか。

通達は宝、裁判所も通達を出せばいい

●法律事務所へ

川田　司法試験に合格して、弁護士として、会社更生法関係の法律事務所に入られましたが、どのような経緯で入られたのでしょうか。

関根　上野久徳という元々は軍人ですけど、その人が戦後に弁護士となりました。私が司法試験に合格した頃、会社更生法を一手に扱っている人でした。会社更生法ができる弁護士は少なかった。破産関係も扱っていて、大きな会社更生法事件というと、上野久徳に来ることになっていました。そこで会社更生法の補助をやって、申立から債権調査、財産評定、更生計画まで、周辺のことは一通りは担当しました。

●訴訟や審判所

川田　今、司法書士が少額訴訟をやっていますよね。米国の租税裁判所は、少額訴訟なら、本人でも誰でもできるようになっています。日本は弁護士じゃないと税務訴訟はできない。そういう状況はいかがでしょうか。

関根　それは審査請求で良いのではないでしょうか。一般国民も税理士も、裁判所を上に置きますよね。裁判所が上のはずはないのですが、特に税法のような社会の一番べたべたのところを、裁判所に判断してもらうのは難しいと思っています。

私は学者の先生が裁判官であるとか、国税にいた人が裁判官になることは全く反対ではなくて、純粋裁判官よりははるかにいいと思います。ただ、裁判所の判断過程というのは、要件事実など特殊な判断ですから、あれを違う判断をしていた人が習得するのは、結構難しいのだろうなと。社会の常識と違いますので。税務の争いを裁判所に判断させるのはどうかなと思います。

川田　それからもう一つ、国税不服審判所で問題だと思っている点はありませんか。

関根　国税不服審判所は優れた制度だと思います。職員は税法を知っています。ただ最近は、税理士を採用するじゃないですか。あれはやはり、完全に国税をマスターした人が入るべきで、町で税理士をしている人が入っても、あるいは弁護士が入っても、税法を判断できるわけがないというのが私の考えです。

●税理士と弁護士

川田　趣味のお話などもお聞きしてよろしいですか。

関根　趣味は税法です。税法というのは、数学であって、人生の学び。どうやって金もうけをするかとか、どれが正義だとか。だから税法を達成することは人生を達成すること、税法で成功することは人生で成功することだと思うのです。裁判で成功するということは、裁判で金もうけはできるけど、自分の人生には結び付かない。会計監査で金もうけできたって、会計監査は自分の人生に結び付かない。

私の人生がなんとかうまくやってこれたのは、税法がメインだからで、これが裁判メインだったら金は稼げたかもしれませんが、裁判では人生は築けなかったと思っています。

川田　税理士さんの顧問料制度、あれは誰が発明したか知らないですが、いい制度ですよね。

関根　すごいです。自計化の時代に、顧問料は必要ないはずなのですが。顧問料だけじゃなくて、決算料ももらう。あれはいいですよね。

川田　顧問料、決算料、それから立ち会い料ですか。安いのかもしれませんが、定期的に入るのはありがたいですよね。

関根　ありがたいですよ。私は弁護士をやっていたから、毎年マンモスを捕まえないと、事務所を維持できません。

今年はマンモスを捕まえたけど、来年はマンモスが出てくる保証がない。マンモスというのは、報酬で2000万円とか3000万円ですから、事件でいえば2億円とか3億円です。2億円とか3億円の事件なんて、そんなに想定できないじゃないですか。それなら顧問料5万円の方が、はるかにありがたいです。

関根稔（せきね・みのる）氏の略歴　税理士・公認会計士・弁護士。21歳で税理士試験合格。23歳で大学卒業後、24歳で司法試験合格。25歳で公認会計士試験合格。税理士事務所、監査法人、法律事務所に勤務した後、28歳で自身の法律事務所を開業。

川田剛（かわだ・ごう）氏の略歴　柏原税務署長、国税庁国際業務室長、国税庁管理課長、仙台国税局長などを経て退官、国士舘大学教授、明治大学大学院グローバルビジネス研究科教授などを歴任。現在は税理士法人川田事務所代表社員税理士。

電子版に詳細版を掲載しています

私たちにしか出来ないものをカタチに

事業内容：家電製品の各種機能部品、水関連製品の設計、製造、及び販売

テクノエクセル株式会社

〒382-0097 須坂市大字須坂字八幡裏1588
TEL：026-245-0121（代表）

地域に拓き、貢献する
優良企業

ENEOS株式会社
ENEOSグローブ株式会社
特約店

株式会社　武重商会
本社　上田市常田2丁目　電話　上田22-6111（代表）
長野支社　長野市居町　電話　長野243-6100（代表）
松本支社　松本市高宮東1-30　電話　松本27-6111（代表）

全国国税局課税部長会議

コンプライアンス・リスクに応じた事務運営を議論

効率的に調査必要度が高い納税者に対応

国税庁は5月28、29日の両日、東京・千代田区霞が関の同庁会議室で全国国税局課税（第一・第二）部長会議を開催した。会議では、「コンプライアンスリスクに応じた最適な事務運営」「データ活用を前提とした事務運営の推進」「消費税不正還付への対応」「令和5年分確定申告の評価と6年分確定申告への対応」について議論した。

「コンプライアンスリスクに応じた最適な事務運営」では、納税者に法令を遵守し適切に申告をしてもらうコンプライアンス水準を効率的・効果的に確保していく必要があることから、データ活用の共同化（税目別・事務系統別に縦割りになっているデータを横断的にしていくこと）・高度化により、納税者の納税コンプライアンスに関するリスクを測定・把握し、非違類型に応じて深度ある調査を行うのか、書面や来署による行政指導を行うのか最適な接触方法を選択できる接触体系を構築している中で、今後取り組んでいくべき事項等について意見交換を行った。特に、調査必要度の高い納税者等については、深度ある調査を実施できるよう、組織全体として局内の課税部・調査部、あるいは局・署が相互に連携し、空白地帯や重複を生み出さないよう、組織全体として横断的なシームレスな事務運営を推進・定着させていく方針だ。

「データ活用を前提とした事務運営の推進」では、調査必要度が高い納税者に効率的に対応できるよう、過去の調査事績や申告状況、資料情報などのデータを切り口とし、同庁が一律で構築している「納税者管理モデル」に、各局が地域の特性などの情報を付加して調査先を選定し、選定されたものの調査を行う署が最適な接触方法を選択する調査事務運営を進めているが、各局が5事務年度の有効なデータ活用の取組事例を紹介。また、データ活用を通じて把握された人材育成や体制強化などの課題について議論した。

固定資産の購入を装い架空の課税仕入れを計上したり、輸出物品販売場制度を悪用した「消費税不正還付への対応」では、不正還付を企図しにくい環境整備等の各施策に部署横断的に取り組んでいくべき必要があるところ、十分な審査と調査を行う中での事務量の最適配分や、人材育成など各局においてボトルネックとなりうる諸課題について意見を交換。また、税関や関係団体との連携など強化すべき取組みについて意見を交換した。

「令和5年分確定申告の評価と6年分確定申告への対応」では、各局における5年分の確定申告の分析・評価を踏まえ、申告会場に来場した納税者への自宅からのe-Tax利用促進やインボイス制度導入により新たに課税事業者となった納税者への適切な相談体制、消費税申告に関するダイレクトメールの送付など、同庁の示す取組みの方向性に基づく各局の6事務年度の取組方針について意見交換をした。

公表裁決事例 9件を追加

審判所

国税不服審判所は18日、令和5年10～12月までの裁決事例9件を追加し、同所ホームページで公表した。

9件の内訳は、国税通則法関係が5件、所得税法関係、法人税法関係、相続税法関係、国税徴収法関係が各1件となっている。

事例には、各更正通知書に添付された各別表から算出される控除対象仕入税額の減少額と、各更正通知書に記載された控除対象仕入税額の減少額とが一致しておらず、各別表に記載してあるどの部分が課税仕入れと認められなかったのかが判別できないことから、審判所は、理由の提示に不備があると判断し、各更正処分等を全部取り消した国税通則法関係のものなどがある。

全納連が定時総会を開催

国税庁の住澤長官らが来賓として出席

全国納税貯蓄組合連合会（藤波一博会長）は19日、都内で第67回定時総会を開催した。総会には住澤整長官、星屋和彦次長をはじめとする国税庁幹部、鈴木清総務省自治税務局審議官、関係民間団体の幹部など多数の来賓が出席した。

冒頭、藤波会長が「今年1月に中国局連、2月に南九州局連を訪問し、意見交換をした。いずれの意見交換でも話題となったのは資金と人材の問題だった。このような状況から脱却するために、各種施策を考え、実行していきたい」などとあいさつした＝写真。

続いて議事に入り、令和6年度事業計画案や収支予算案などを審議し、すべての議案が承認された。この中では、8年度にはすべての税務署を対象とする内部事務のセンター化が実施されることを受けて、中学生の税の作文の審査等で従来のような税務署からのサポートが受けられなくなる可能性のあることが取り上げられており、納貯組合が主体性をもって審査等を行えるような体制整備に努めることとしている。

自社株評価の試算サービス開始

東商　最短5分、無料・匿名で

東京商工会議所は18日、自社株式の評価額を最短5分で無料・匿名で試算できるウェブサービス「東商版すぐできる！株価試算」を開始したと発表した。

中小企業の経営者に、自社の株価を知ることで事業承継対策に取り組むきっかけとしてもらうことを目的としている。ウェブ上で会社概要や簡単な決算内容、税申告内容を入力するだけで、非上場株式の評価額を最短5分で無料試算できるサービスで、東商の会員・非会員問わず、匿名でも利用可能となっている。試算結果は、印刷、メール送信をすることができる。

また、一般的にM&A等において用いる株価（企業価値）の評価方法とは異なり、相続が起こった場合や、後継者に贈与する場合に使用する自社株式の簡易評価額と、評価額を加味した相続税（参考値）が試算できるとしている。

なお、試算結果は、簡易的な「試算」であり、例えば、土地、有価証券など、固定資産の簿価と時価に大きな差がある場合や、非経常的な利益がある場合、短時間労働者が多い場合等で、試算額と実際の株価に乖離が生じることがあるとしている。

今週のことば

予定納税

その年の5月15日現在で確定している前年分の所得金額や税額などをもとに計算した金額（予定納税基準額）が15万円以上となる人について、その人が一時に税金を納付した場合の負担感を緩和することや国の歳入を平準化する目的から、その年の所得税および復興特別所得税の一部をあらかじめ納付しなければならないとしている制度。

予定納税が必要な人には、税務署から毎年6月中旬ごろに「予定納税額の通知書」が送付される。

予定納税基準額は原則として前年分の所得税等の申告納税額と同額となり、同基準額の3分の1を、第1期分と第2期分とで2回納付する。例えば、予定納税基準額が18万円なら、第1期分、第2期分としてそれぞれ6万円を納付する。翌年に行う確定申告において、確定申告書で計算した税額から予定納税額を差し引くことで、税額の過不足分を精算する。

Challenge To The Wrapping Future!
包装文化の未来を目指して!
福助工業株式会社
代表取締役　井上雄次
本社　〒799-0495　愛媛県四国中央市村松町190
TEL 0896-24-1111(代)　FAX 0896-23-8745
http://www.fukusuke-kogyo.co.jp/
東京支店　TEL(03)5685-1300(代)
名古屋支店　TEL(052)932-3431(代)
大阪支店　TEL(06)6768-5800(代)
九州支店　TEL(092)643-7101(代)
産業資材営業部　TEL(0896)24-1110(代)
仙台営業所　TEL(022)231-0221(代)
埼玉営業所　TEL(0495)76-1800(代)
横浜営業所　TEL(045)470-8111(代)
静岡営業所　TEL(054)251-2201(代)
広島営業所　TEL(082)923-5211(代)
四国営業所　TEL(0896)24-4416(代)

カミ商事グループ
カミ商事株式会社
取締役社長　井川博明
愛媛県四国中央市三島宮川一丁目二番二七号
電話（〇八九六）代表二三―五四〇〇
愛媛製紙株式会社
取締役社長　井川和寛
愛媛県四国中央市村松町三七〇番地
電話（〇八九六）二四―三三三〇
日本興運株式会社
取締役社長　井川正
愛媛県四国中央市三島紙屋町六番四五号
電話（〇八九六）代表二四―二五五〇

インボイス制度の導入に伴う実務
消費税の課否判断ポイント

12

■税理士 杉村　博司

万博チケットのインボイスについて（その２）

令和７年４月13日に開幕する2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の入場券（万博チケット）について、前回では、万博協会から購入した事業者における消費税の取扱いやインボイス制度の対応について解説しましたが、今回は、取引先等から購入又は無償で配布を受けた事業者における消費税の取扱いやインボイス制度の対応について解説します。

取引先から配布等を受けた万博チケットの消費税の取扱い

取引先（万博協会から直接購入した事業者等）から、その取引先における販売促進目的等により、無償で万博チケットの配布を受けた場合には、配布を受けた時点では、無償（対価性なし）により物品切手等を譲り受けたものですから課税仕入れに該当しませんが、事業者がその物品切手等である万博チケットを使用、つまり従業員の福利厚生目的でその万博チケットを使用した（万博協会から役務の提供を受けた）時に仕入税額控除の適用を受けることができます。具体的には、取引先から交付を受けた時点では、貯蔵品（入場券等）として資産計上し、事業者が使用（従業員へ配布後に万博会場へ入場）した段階で福利厚生費の計上と併せ仕入税額控除の対象とすることが原則的な取り扱いとなります。

また、取引先から万博チケットを購入した場合には、購入した時点では、非課税（物品切手等の譲受け）の取引ですから課税仕入れには該当しませんが、事業者が万博チケットを使用した場合には、上記の無償で配布を受けた場合と同様に、従業員の福利厚生目的でその万博チケットを使用した（万博協会から役務の提供を受けた）時に仕入税額控除の適用を受けることができます。なお、取引先から低額（取引先が万博協会から購入したその万博チケットの発行額より低い価額）で購入した場合においても、その万博チケットの発行額が、物品切手等による引換給付を受けた役務の提供の対価（仕入税額控除の対価の額）となります。

ただし、配布等を受けた万博チケットを、更に取引先等へ配布又は販売した場合や従業員が使用しなかった場合など、事業者において使用しない場合には、仕入税額控除の適用はないことにご注意ください。

インボイス制度の対応

事業者が万博チケットの使用、つまり従業員が万博会場へ入場した時が仕入税額控除の対象となり、仕入税額控除のためにインボイスの保存が必要となりますが、配布又は販売した取引先は、インボイスの発行義務者ではありませんから、インボイスの交付を受けることができなく、本来は、万博会場への入場時等において万博協会からインボイスの交付を受けることとなるのですが、万博協会では、万博チケットを購入した事業者に、その事業者が取引先に配布（販売及び無償配布）する場合を想定し、「入場チケットのインボイスに関する資料」を交付しており、この資料には、適格請求書発行事業者名や登録番号、対価の額（税込額）と適用税率（10％）など、簡易インボイスの記載事項が記載されており、その取引先からこの資料の交付を受けて、チケットＩＤと併せて保存することにより、仕入税額控除（記載の発行額）の適用を受けることとなります。なお、更に他の事業者へ配布する場合にも、この資料の交付が必要な場合もありますのでご注意願います。　（おわり）

最新税務を図解で問答

経理課長 アッキー と

税理士 ジュン の

■税理士 山端　美徳

12

インボイス保存不要の少額特例

一定規模以下の事業者、１万円未満は保存不要

アッキー　インボイス制度では、インボイスの保存が仕入税額控除の要件とされていますが、インボイスの保存が不要となる特例があると聞きました。どのような特例ですか。

ジュン　課税処理の手間を軽減するために、頻繁に行う少額取引についてはインボイスの保存が不要となる「少額特例」が設けられています。

税込1万円未満の少額な課税仕入れについて、一定規模以下の事業者が行う取引は、インボイスの保存がなくても一定の項目を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除ができるという特例です。

少額特例を受けられる一定規模以下の事業者とは、基準期間における課税売上高が1億円以下または特定期間における課税売上高が５０００万円以下の事業者が対象となります。

基準期間とは個人事業者の場合はその年の前々年をいい、事業年度が1年である法人の場合はその事業年度の前々事業年度をいいます。

また、特定期間とは、個人事業者の場合は前年の1月1日から6月30日までの期間、法人の場合はその事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間をいいます。

アッキー　少額特例の適用を受ける場合には、一定の項目を記載した帳簿の保存が必要とのことですがどのような項目ですか。

ジュン　一定の項目とは、①課税仕入れの相手方の氏名または名称、②課税仕入れを行った年月日、③課税仕入れに係る資産または役務の内容、④課税仕入れに係る支払対価の額　などです。

アッキー　少額特例には、適用期間が決まっているとのことですが、いつまでですか。

ジュン　少額特例の適用期間は、令和5年10月1日から令和11年9月30日までとなり、令和11年10月1日以後に行う課税仕入れについては、少額特例の対象外となります。

アッキー　少額特例は税込1万円未満と定められていますが、この判定単位はどのような単位で判断しますか。

ジュン　税込1万円未満の課税仕入れに該当するかどうかについては、1回の取引の課税仕入れに係る税込金額が1万円未満かどうかの判断となるため、1商品ごとの金額によって判定するものではありません。

また、少額特例においては、取引先がインボイス発行事業者であるかは問いません。そのため、免税事業者から仕入れた場合でも、取引金額が税込1万円未満であれば対象となります。　（おわり）

少額特例の適用対象例（３月決算法人の場合）

R4.4.1　R5.3.31　R5.9.30　R6.3.31　R7.3.31

基準期間	特定期間		適用課税期間	
課税売上高 ８,000万円	課税売上高 4,000万円		**少額特例適用可**	令和５年３月期の課税売上高１億円以下、令和６年3月期の特定期間における課税売上高5,000万円以下のため**適用可**。
課税売上高 １億２,000万円	課税売上高 4,000万円		**少額特例適用可**	令和5年3月期の課税売上高１億円超だが、令和6年3月期の特定期間における課税売上高5,000万円以下のため**適用可**。
課税売上高 １億２,000万円	課税売上高 6,000万円		**少額特例適用不可**	令和５年３月期の課税売上高１億円超、令和６年３月期の特定期間における課税売上高5,000万円超のため**適用不可**。

※特定期間の5,000万円の判定にあたり、課税売上高による判定に代えて給与支払額の合計額の判定による方法はできません。

プチ・コール PRO・smart（プロ・スマート）
GPN エコ商品ねっと 掲載商品
再生プラスチック使用
スタンプ台なしで使える浸透印は素早く簡単に連続捺印できます。
12mmから30mmまでの豊富なラインナップ!!

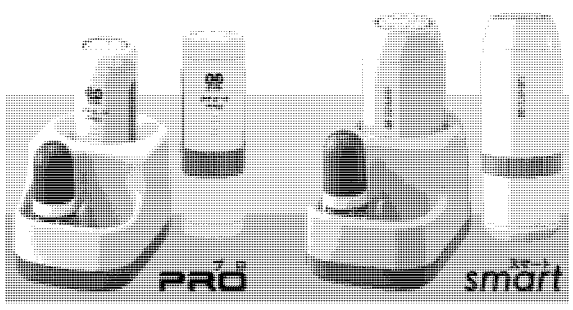

プチコール PRO15
検 05.12.28 山本

プチコール SMART24
電子申告済 '28.12.28 東京税理士事務所

心ゆたかなコミュニケーションづくり
SANBY サンビー・株式会社
〒543-0031 大阪市天王寺区石ヶ辻町13番10号
ホームページアドレス https://www.sanby.co.jp

５種類の自然生薬が効く。
体内リズムを本来の状態に整え、体内年齢ケア。
巡 温 鎮

医薬部外品 生薬のめぐり湯
松田医薬品株式会社
TEL：088-862-1666　FAX：088-862-1770

いつの時代にも
人と社会に「安全」と「快適」を。

総合建設業
吉村建設工業株式会社
Yoshimura Construction co.,ltd.
〒604-8414　京都市中京区西ノ京小倉町135
TEL(075)802-1360　FAX(075)802-1359
http://www.yoshimurakensetu.co.jp

裁決事例集 199

■編集部編

裁決のポイント

消費税課税事業者選択届出書を提出して還付を受けようとしたものの、請求人は本件課税期間において免税事業者となるとされた事例。

事業に必要な準備行為を行った日の属する課税期間が施行令規定の課税期間

請求人が原処分庁に対し、平成30年1月1日から同年12月31日までの課税期間（本件課税期間）に太陽光発電事業を開始したとして、本件課税期間から消費税の課税事業者となることを選択する旨の届出書を提出し、本件課税期間に係る消費税等の還付を受けるために申告したところ、原処分庁は、本件課税期間の前課税期間が請求人の事業を開始した日の属する課税期間であり、請求人は、本件課税期間について消費税等を納める義務を免除された者となるから、当該申告をすることができないとして、更正処分等を行ったのに対して、請求人が原処分の取消しを求めていた事案で、国税不服審判所はその主張を退ける判断をした（令和5年5月24日付、非公開裁決）。

事案の概要

請求人は、Xの屋号で太陽光発電事業を開始した個人事業者である。

請求人は太陽光発電事業を行うため、29年5月、Aと太陽光発電の電気設備（本件発電設備）の建設に係る工事請負契約を締結した。

工期は29年5月29日から30年3月31日で、請求人は請負金額を29年9月から30年2月にかけて全額をAに支払った。

請求人は、29年7月31日付で、経済産業相に対し、本件発電設備について、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けるため申請したところ、同年10月17日付で、認定を受けた。

請求人は30年4月11日、原処分庁に対し、消費税法第9条第4項の規定に基づき、本件課税期間以後の課税期間について、納税義務の免除の規定の適用を受けない旨を記載した消費税課税事業者選択届出書を提出した。

請求人は31年1月7日、本件課税期間の消費税等の確定申告書を提出した。

争点は、本件課税期間は消費税法施行令第20条第1号に規定する「課税資産の譲渡等に係る事業を開始した日の属する課税期間」に該当するか否か。

請求人の主張

消費税法施行令第20条≪事業を開始した日の属する課税期間等の範囲≫第1号に規定する「課税資産の譲渡等に係る事業を開始した日」について、法人の場合、消費税法基本通達により、原則として、その法人の設立の日によって判断され、法人の設立前の準備行為によって判断されるものではないことからすると、個人の場合も同様に、準備行為によって判断するのではなく、請求人自身が事業の開始を認識した日とすべきであり、その認識した日の属する課税期間（本件課税期間）が同号に規定する「事業を開始した日の属する課税期間」に該当する。

審判所の判断

消費税法第9条第4項は、原則として、免税事業者となる者であっても、消費税課税事業者選択届出書を提出した場合には、その提出した日の属する課税期間の翌課税期間から課税事業者となるものとしつつ、消費税課税事業者選択届出書を提出した日の属する課税期間が事業を開始した日の属する課税期間である場合には、その課税期間の開始前に、同課税期間中の課税売上げおよび課税仕入れの発生等を予測し、その課税期間において課税事業者となるかどうかの判断をして消費税課税事業者選択届出書を提出することが、必ずしも容易ではないことに配慮し、例外として、新たに事業を開始した事業者に対して、その事業を開始した日の属する課税期間から課税事業者となることを選択する機会を与えたものと解される。

そして、消費税法第9条第4項を受けて規定された消費税法施行令第20条第1号は「課税資産の譲渡等に係る事業を開始した日」と規定し「課税資産の譲渡等を開始した日」と規定していないこと、新たに事業を行うに当たっては、その事業を行うために必要な資産の取得契約の締結や商品および材料の購入などの準備行為を行うのが通常であること、これらに消費税法第9条第4項の趣旨を併せ考えると、新たに事業を行うに当たり必要な準備行為を行った日の属する課税期間は、消費税法施行令第20条第1号に規定する「課税資産の譲渡等に係る事業を開始した日の属する課税期間」に該当すると解するのが相当である。

請求人は、平成29年課税期間において、本件発電設備を建設する請負契約を締結し、初回工事金額を支払い、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を申請、認定を受けるなど、それらの各行為はいずれも請求人が太陽光発電事業を行うに当たり必要な準備行為であると認められる。

そうすると、新たな事業を行うに当たり必要な準備行為を行った日の属する課税期間は、消費税法施行令第20条第1号に規定する「課税資産の譲渡等に係る事業を開始した日の属する課税期間」に該当することとなる。

したがって、本件課税期間は、消費税法施行令第20条第1号に規定する「課税資産の譲渡等に係る事業を開始した日の属する課税期間」には該当しない。

消費税課税事業者選択届出書の効力は、本件課税期間の翌課税期間から生じることとなり、請求人は本件課税期間において免税事業者となるので、消費税等の申告をすることはできず、消費税等の還付を受けることはできない。

注目の一冊

居住用区分所有財産の評価の実務

松本　好正　著

令和5年10月に、国税庁より「居住用の区分所有財産の評価について」（法令解釈通達）が公表されたことにより、同通達が適用される令和6年1月1日以降の相続等により取得した居住用区分所有財産（いわゆる分譲マンション）の相続税評価額の計算方法は、従来のものより複雑になった。

本書では、新通達発遣により居住用の区分所有財産の評価はどう変わったのか、また、新通達を適用して評価してもなお評価通達6項の適用があるかなど、具体的な計算例や事例などをもとに分かりやすく解説。

具体的には、高層マンションに係る評価通達改正の経緯、創設されたマンション評価における留意事項の解説に加え、質疑応答事例では、「相続開始直前に区分所有登記から共有持分登記に変更した場合」「個別通達の対象となる借地権付マンションの底地の評価」「評価通達6項と個別通達の関係」など30問を掲載。

また、令和6年5月14日付で公表されたQ&A（国税庁情報）も織り込む。

A5判、240ページ。定価2420円（税込み）。

申し込みは、（一財）大蔵財務協会販売局（TEL03-3829-4141、FAX03-3829-4001）。

Kihara
Electric Appliance & Systems
木原興業株式会社
本　社
岡山市北区田町1丁目4番15号　〒700-8701
TEL(086)225-2291(代表)　FAX(086)225-2250
支　店
大阪市・今治市

なみを超えろ
HSB
檜垣造船株式会社
代表取締役社長　檜垣宏彰
本　社　〒799−2111　愛媛県今治市小浦町1-4-25
TEL. 0898−41−9147(代)
東京事務所　〒104−0033　東京都中央区新川1-2-10
TEL. 03−3553−8391(代)
URL http://www.higaki.co.jp/

躍進する井原グループ
綜合建設業
井原工業株式会社
代表取締役　井原　伸
三星道路株式会社
代表取締役　井原　司
本　社　〒799-0404　愛媛県四国中央市三島宮川4−2−18
電話（0896）24−4435(代)

ライト・ライフ・ネクスト3
未来のあなたへ
◆伏見　俊行　72

チェックアウトを終え、ジェイはロビーのソファーに腰掛け、3人に最後の言葉を語りかけた。

「時は止まらない。時間は過ぎていく。日数で言えば、人はせいぜい3万日余りしか生きることができません。私に残された時間はわずかでしょう。あと10年生きられたとしても、たかだか3千日余りですよ。短いでしょ。私に比べれば、皆さんには、まだ時間がたっぷりあります。といっても、せいぜい1万5千日余りかもしれません。若いうちは、未来永劫の時間が残されていると勘違いする。違いますよ。今日1日がどれほど大切であり、無駄にしてはいけない時間であるかを知ってください」

ジェイは三浦に顔を向けると、悲しい眼差しで語り続けた。

「この話は、三浦さんはよくわかっている話でしたね。亡くなられた奥さんとの最後の日々。どんなに、時間が止まってくれないか、どんなに、残された1日1日が愛おしく、悲しいものであったか。思い出させてしまった。ごめんなさい」

ジェイは、三浦に静かに語り掛けた後、和田に向かい直し、言葉を続けた。

「和田さん、人はどういうときに最も幸せを感じることができると思いますか。米国の脳科学者が科学的な分析をしたそうです。人間にとっての幸せは、自分自身の主観の問題によるものですが、1番幸福度の高いときとは、自分自身の幸せが達成されたときではないそうです。自分の愛する人が幸せであるということを感じるときに最大の幸福度を得るという分析でした。逆に言えば、愛する人の不幸せは、最も悲しいことなのです」

三浦は何も語らず、ただ天を見上げていた。その様子を見て、和田はジェイの言葉の重さ、三浦が辿ってきた米国以来の日々を感じていた。

ロビーでは、二胡の生演奏が始まっていた。外国人の客の存在を意識したのか、ジェイ、三浦、和田にとって聞きなれた曲が奏でられた。映画『ティファニーで朝食を』の中で使われた『ムーンリバー』であった。3人は、それぞれが懐かしい思いを抱いてその音色を聞いていた。

二胡の演奏が終わるのを見計らって、ジェイが別れの言葉を静かに3人に伝えた。

「お元気で。また会えると良いですね。さようなら……」

そして、和田、三浦、月亮の両手を順に握り、無言で頷いた後、ジェイは玄関を出て、タクシーに乗り、去っていった。その後ろ姿は寂しさをいっぱいに溜めているように見えたが、同時に満足を感じているようにも、和田には思えた。

ジェイを見送った後、三浦も和田に別れを告げる。

「和田さん、次は日本で会いましょう。お元気で」

三浦は笑顔でタクシーに乗り、去っていった。ふと気が付くと、北京の空は青く透き通っている。和田が北京に赴任して2年。初めて見る青空であった。

数日後、2006年の6月末、和田は2年間の北京勤務を終え、帰国の途に就く。2年とは言え、住み慣れた北京との別れは後ろ髪を引かれるものであった。しかし、十分に充実し、満足した2年間であり、和田はすがすがしさを感じていた。何よりも、三浦との永いハイドアンドシークが終わったであろうという思いが、和田の心を晴れやかにしていたのであった。（完）

北京国際空港の青空

給与支払者が知っておくべき
定額減税の実務
12
■編集部編

定額減税は収入が低く、もともと課される税額が少ない場合や住宅借入金等特別控除を適用した結果、課される税額が減税額に達しない場合など減税をしきれないケースで、減税を補足する給付が行われます。この給付は「調整給付」と呼ばれています。少なくとも令和6年分の所得税か6年度の個人住民税所得割のどちらかが課されている者が対象となり得る者です。住民税所得割が課されていない世帯等には、別の給付が措置されています。

調整給付は、個人住民税を課税する自治体が給付主体となります。納税者本人と配偶者を含めた扶養親族（国外居住者を除く）の人数に基づき算定される定額減税可能額が、6年に入手可能な課税情報をもとに把握された納税者の6年分推計所得税額または6年度分個人住民税所得割額を上回る者に対し、その上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給します。6年分推計所得税額には5年分所得税額を用い、調整給付を担う自治体が5年分所得税額を把握できない場合は、国が示す「推計所得税額等算定ツール」等を用いて推計します。

調整給付　減税しきれないと見込まれる者への給付金

支給開始時期は自治体により異なる
給付が過大でも返還は求めず

その上で、対象者にはまず、自治体から給付の「確認書」が届き、これに必要事項の記入等をして返信することで給付金が振り込まれます。

支給開始時期は自治体によって異なりますが、国は今夏以降が目途としています。ホームページで支給開始時期を示している自治体もありますので、気になる方はご自身の住む自治体のHP等で調べてみてください。

調整給付は算定に6年分推計所得税額を活用するなど実額による算定ではないことを踏まえ、6年分所得税と定額減税の実績等の確定後、不足が生じる場合には、不足分の給付を行うことが検討されています。不足分の追加給付は6年分所得税額の確定申告後に行うことが想定されています。他方、6年分所得税や定額減税の実績等が判明した際に、給付を過大に行っていたことが判明する可能性もあります。こうした場合、国は自治体に返還を求める必要はないと説明しています。（おわり）

TAX ナンバープレイス

太線で区切られた３×３の９マスには１～９の数字がそれぞれ１つずつ入ります。タテやヨコの９マスの列にも１～９の数字がそれぞれ１つずつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、**国税庁の令和４年事務年度における源泉所得税の調査（72,371件）による追徴税額**になります。

答え＝ A B C 億円

予想難易度：7

	8				7	6	4	
	4		2			9	5	7
					4			8
C			5				1	
		6	B			5		
	7				1	A		
2			7					
1	6	4			3		9	
	9	5	4				2	

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。
パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

＜締め切り＞７月１日（月）

前回の答え 2 1 兆円

いちい信用金庫
本店／一宮市若竹３丁目２番２号
TEL（0586）75-6201
https://www.shinkin.co.jp/ichii/

NARITA
セラミックス
ガス機器
熱処理炉
株式会社 成田製陶所
本　社／〒489-8680
愛知県瀬戸市道泉町70番地
TEL（0561）82-5959㈹
FAX（0561）85-0177
東京営業所／〒164-0013
東京都墨田区緑４丁目10-20
TEL（03）5600-8166
工　場／瀬戸市内２ヶ所・碧南・京都

佐賀大でお酒セミナー開催

佐賀県酒造組合　きき酒会も

佐賀県酒造組合（馬場第一郎会長）は5月28日、佐賀市の佐賀大学で「お酒セミナー及びきき酒会」を開催した。

学生らに佐賀の酒を知ってもらい、日本の伝統文化である酒造りを学んでもらおうと同大学の協力のもと実施したもので、5年ぶりの開催で今回が14回目。当日は、20歳以上の農学部の学生と教職員あわせて40人が参加した。

まず、馬場酒造の馬場嵩一朗取締役が「微生物育種と清酒の多様性」のテーマで講演。発酵に係る様々な微生物の特性が、日本酒の多様性を作り出していると解説した。

この後、参加者らは、4種類の日本酒のきき酒を行い、それぞれの味や香りの違いを真剣な表情で確かめていた＝写真。

馬場会長は「佐賀の酒は米の旨味がしっかり表現できていることが特徴。若い人にも日本酒のファンになってほしい」と話した。

福岡局間連が総会を開催

功績者表彰や講演会も

福岡国税局間税会連合会（河野武司会長）は6日、福岡市で第51回通常総会を開催した。役員や青年・女性部長らと来賓として福岡局の高橋俊一局長、植松浩行課税第2部長、關口雅章全国間税会総連合会副会長らが出席した。

河野会長＝写真＝のあいさつに続き、令和6年度事業計画案を承認。その重点事項として、消費税等に関する研修会の開催や周知と啓発活動の更なる強化、消費税等に関するアンケート調査の積極的な実施などを決めた。

功績者表彰や組織拡大功労団体表彰なども行われ、総会後には元福岡県警察本部長で弁護士の樋口眞人氏が「暴力団対策の過去と現在～工藤会壊滅作戦の軌跡を中心に～」の演題で記念講演を行った。

その後、懇親会が開かれ、地元の銘酒を味わいながら親睦を深めた。

東法連が総会を開催

東京局の富山局長らが出席

一般社団法人東京法人会連合会（小林栄三会長）は12日、東京都内の明治記念館で通常総会・感謝状および記念品贈呈式を開いた。

来賓には、東京国税局の富山一成局長ら多数が招かれた。

通常総会では、小林会長＝写真＝のあいさつに続き、令和5年度の事業報告などが承認され、また、6年度事業計画、予算書などが報告された。

感謝状の贈呈式では、東法連功労者表彰や会員増強表彰などが行われ、記念品の贈呈式では、叙勲受章者、財務大臣納税表彰受彰者、国税庁長官納税表彰受彰者、東京国税局長納税表彰受彰者らに記念品が贈呈され、東京局の富山局長らが祝辞を述べた。引き続き、祝賀パーティーが行われ式典を盛り上げた。

中川青申会　女性部が総会

研修会も開催

愛知・一般社団法人中川青色申告会（西垣直哉会長）はこのほど、名古屋市工業研究所で女性部総会を開催した＝写真。

当日は、中川税務署の辻井辰也副署長、長谷川友一個人第一統括官、山田一喜記帳指導担当、本会の西垣会長、宇野久夫専務理事を来賓に迎え、議案はすべて滞りなく可決された。

総会終了後の研修会では、辻井副署長が「最近の税務行政」をテーマに、「税務行政におけるDX」や「税務行政の将来像の実現に向けて」について話すとともに、伊勢税務署に勤務した当時に伊勢検定に挑戦したことや、伊勢神宮に参拝した思い出などを語った。

熊本西青申会　総会を開催

木之田会長を再任

一般社団法人熊本西青色申告会（木之田紀子会長）は5月21日、熊本市で第14回通常総会を開催した。役員や会員、来賓として熊本西税務署の土肥浩一署長をはじめ幹部が出席した。

木之田会長＝写真＝のあいさつに続き、令和6年度事業計画として▽組織の拡充強化▽指導相談活動▽広報活動▽事業経営の発展―に関する事業を決めた。

また、役員改選も行われ、木之田会長を再任した。

東京地方税理士会　神奈川支部が総会

講演会も開催

東京地方税理士会神奈川支部（狩野淳支部長）は7日、新横浜グレイスホテルで総会と記講演会を開いた。

記念講演会の講師には、神奈川新聞社特別編集委員の有吉敏氏が招かれ、「元総理番記者が見た日本経済と政局～次の総理は誰だ～」と題して、誰が後継者としてふさわしいのか、名前を挙げながら解説した。

総会で狩野支部長は、神奈川支部の融和と団結の精神を継承し、会務運営の維持、発達を図る旨のあいさつを行った＝写真。

「書面添付制度」テーマに研修会

東京税理士会荏原支部　野川税理士も「税務図解の技法」を説明

東京税理士会荏原支部（坂本伸孝支部長）は5月27日、スクエア荏原 大会議室で支部研修会を開催した。

研修会は、2部構成で行われ1部では「書面添付制度」をテーマに実施。荏原税務署個人課税第一部門の永田憲生上席調査官と同署資産課税部門の久保田晋輔統括国税調査官が講師となり、個人課税関係は不動産所得の申告書に係る添付書面の記載の仕方について、資産課税関係は相続税・贈与税・譲渡所得の添付書面の記載の仕方について説明した。

引き続き、2部では、税理士の野川悟志氏が講師となり、「税務図解の技法」について研修を行った＝写真。税務を図解化することにより、複雑な取引も全体像を整理して関係性や流れをつかみ構造的に理解できることから、野川氏は、実務に活かすことができる税務図解の技法について分かりやすく解説。「インフルエンサーの申告漏れ」「経理担当者に説明したインボイス発行事業者でない事業者から仕入れた場合の消費税の税額計算」などの事例を用いながら税務図解の実践演習をした後、「中小企業倒産防止共済掛金の損金算入の制限措置（令和6年度税制改正）」や裁決事例について実際に図解に起こし、図解のコツを習得した。

企業の発展と社会の繁栄に貢献する経営者の団体「法人会」

- 東京で約12万社、全国では約75万社が加入しています。
- 税制改正に関する提言活動を行っています。
- 租税教育活動・税の啓発活動を行っています。
- ビジネスにも役立つ各種サービスを提供しています。
- 地域に密着した社会貢献活動を展開しています。

一般社団法人　東京法人会連合会
〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号　全法連会館3階
TEL03-3357-0771
https://www.tohoren.or.jp

従業員の退職金準備に「東法連特定退職金共済制度」

- 都内の約4,500社、約35,000人が加入しています。
- 優秀な人材の確保・定着化、勤労意欲の向上に役立ちます。
- 掛金は従業員1人につき月額1口1,000円から30口30,000円まで任意に設定でき、計画的に退職金を準備できます。
- 掛金は全額損金または必要経費に算入できます。
- 従業員数や資本金額にかかわらず加入できます。

TTK 公益財団法人　東法連特定退職金共済会
〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号　全法連会館3階
TEL03-3357-1641
https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp